

由布市事業者支援一時金 よくある質問

※令和3年9月29日現在

■対象者について

- ・農林漁業者は対象となりますか。
- ・NPO法人や一般財団法人、一般社団法人は対象となりますか。

月次支援金又は大分県事業継続支援金の交付決定を受けている場合は対象となります。申請がお済みでない方は、まず国又は県へ申請もしくはお問い合わせください。

■申請手続について

月次支援金又は大分県事業継続支援金の申込はどうすればよいですか。

下記のホームページ等をご確認ください。

●月次支援金（経済産業省）ホームページ

【<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>】

☎コールセンター Tel：0120-211-240 ※8:30～19:00（土日、祝日含む全日対応）
（IP電話等からのお問い合わせ先）Tel：03-6629-0479

●大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金について（第1期）ホームページ

【<https://www.pref.oita.jp/site/sme/jigyokeizokushienkin.html>】

大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金について（第2期）ホームページ

【<https://www.pref.oita.jp/site/sme/jigyokeizokushienkin2.html>】

☎事業継続支援金窓口（コールセンター）Tel：050-6868-9277

■給付について

振込日などの連絡がありますか。

銀行口座への振込をもって決定の通知に代えさせていただきます。なお、振込の際は「ユフシヨウコウカンコウ」もしくは「ユフシ」と記帳されます。

「月次支援金の振込みのお知らせ」を紛失しました。どうすればよいですか。

振込入金がある箇所及び名義人等が確認できる箇所の通帳の写しをご提出ください。

※「ゲツジシエンキン」と記帳されているかをご確認ください。

※ 当該部分以外の箇所には黒塗りをしても提出可能です。

■その他

事業者支援一時金は課税の対象となりますか。

法人は法人税、個人事業主は所得税又は住民税の課税対象となります。課税所得を計算する際は、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入してください。

個人事業主の場合、「事業所得」の雑収入として算入することになると思われますが、詳しくは税務署（個人課税部門）にお問い合わせください。